

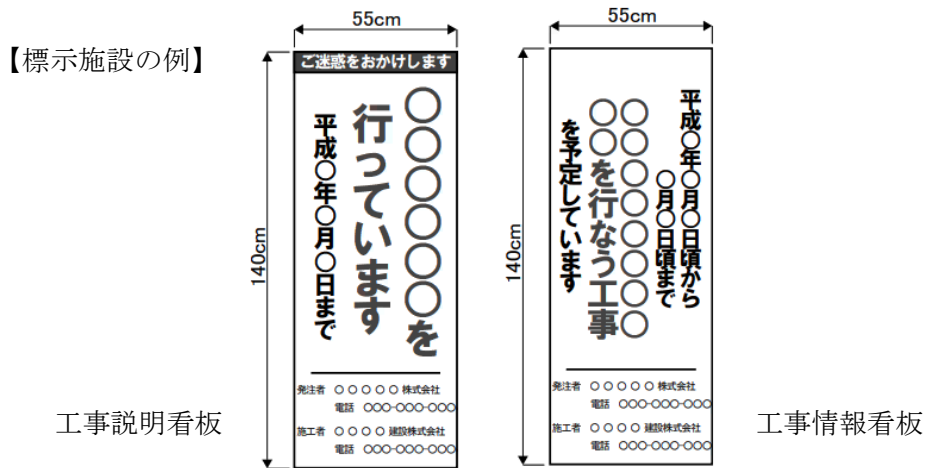
道路等の利用における標示施設等の設置について

標記の件においては、下記の通達、基準、その他関連法令を踏まえ、標示施設および保安施設の設置にあたり適切な運用に努めること。

- ① 『道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について』
(令和3年6月1日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理室長事務連絡)
- ② 『道路工事現場における標示施設等の設置基準』
(平成18年3月31日付け国道利第37号 国道国防第205号)
- ③ 『道路工事保安施設設置基準』
(平成18年4月1日付け国関整道第65号)

ただし、狭隘道路などで標示施設または保安施設の設置が困難な場合は、交通管理者に別途協議すること。

なお、道路等の利用に起因して第三者に損害を与え、または第三者と紛争を生じたときは、責任をもって解決すること。



【設置場所の例】

